

令和5年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について

1 評価対象

資料3の令和5年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）を元に、配付封筒内の評価表により評価をお願いします。資料4は資料3の概要版となっていますので評価の参考としてください。また、資料3の44ページからが実績数値の総括表となっていますので併せて参考にしてください。

※各項目の箱で囲んである【施策○の成果】に主な成果を記載しています。

2 評価の区分

施策体系の小分類毎に評価をお願いします。 第4期計画の小分類は 18 区分 です。

3 評価の方法

（1）各委員による評価

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく令和5年度における施策の実施状況について、施策の小分類ごとに『達成度』をA・B・Cの3段階で評価してください。

A : 達成している

B : 概ね達成している

C : 達成していない

評価の際の視点は下記のイ、ロ、ハとしますが、どこに重点を置いて評価するかは、各委員の判断とします。

イ 進捗状況 (どのくらい進んでいるか)

ロ 連携状況 (関係各課と連携し進めているかどうか)

ハ 協働状況 (生産者・事業者、消費者と協働し施策を進めているかどうか)

（2）会長による総評

委員の個別評価を踏まえ、会長に「みやぎ食の安全安心推進会議としての評価」としてまとめていただきます。

現在項目のみとなっている資料3の58ページからの評価ページに掲載予定です。

4 「意見・提言」について

施策の実施状況についての御意見や御提言を施策の小分類ごとに記入してください。

※担当課が中心となり、施策の実施状況及び次年度以降の事業計画等の参考とします。

5 今後のスケジュール【予定】

6月14日（金）	各委員による個別評価締切
6月下旬～	会長による総評とりまとめ
8月2日（金）	第2回みやぎ食の安全安心推進会議で内容審議
8月下旬	宮城県食の安全安心対策本部会議（予定）
9月中旬	議会報告
10月下旬	公表

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）

施策体系 小分類 18 区分（①から⑯）

I 安全で安心できる食品の供給の確保……………【 安全 】に関する施策

1 生産及び供給体制の確立

- (1) 生産者の取組への支援 ① 施策1から施策4
- (2) 農林水産物生産環境づくり支援 ② 施策5から施策8
- (3) 事業者の取組への支援 ③ 施策9から施策10

2 監視指導及び検査の徹底

- (1) 生産段階における安全性の確保 ④ 施策11から施策14
- (2) 流通・販売段階における安全性の確保 ⑤ 施策15から施策18
- (3) 食品表示の適正化の推進 ⑥ 施策19から施策21
- (4) 食品の放射性物質検査の継続 ⑦ 施策22から施策23

II 食の安全安心に係る信頼関係の確立……………【 安心 】に関する施策

1 情報共有及び相互理解の促進

- (1) 情報の収集、分析及び公開 ⑧ 施策24から施策25
- (2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の推進 ⑨ 施策26から施策28
- (3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 ⑩ 施策29から施策31

2 県民参加

- (1) 県民総参加運動の展開 ⑪ 施策32から施策34
- (2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 ⑫ 施策35から施策36

III 食の安全安心を支える体制の整備……………【 協働 】に関する施策

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

- (1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進 ⑬ 施策37
- (2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応 ⑭ 施策38
- (3) 食の安全に関する調査・研究の充実 ⑮ 施策39
- (4) 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実 ⑯ 施策40
- (5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携 ⑰ 施策41

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置

- ⑱ 施策42

氏名：

令和5年度施策の実施状況（案）に係る評価表（記入例）

達成度 A：達成している B：概ね達成している C：達成していない

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

小分類ごとに評価をしていただきます

(1) 生産者の取組への支援		施策	ページ	達成度
イ	環境にやさしい持続可能な農業の推進	1	4	A
□	農業生産工程管理（GAP）の普及拡大	2	5	
ハ	農薬の適正使用の推進	3	6	
二	牛のトレーサビリティシステムの推進	4	6	

●意見・提言

ABCで評価してください

施策1：〇〇〇は、●●●のため評価できる。

施策4：□□□は、■■■であることから、今後も継続するべきである。

なるべく該当する施策番号を記入してください

意見・提言がある施策についてのみご記入ください。
施策全てに意見・提言を記入する必要はありません。

(2) 農林水産物生産環境づくり支援		施策	ページ	達成度
イ	土壤環境適正化の推進	5	7	A
□	家畜伝染病の発生予防の徹底	6	7	
ハ	貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進	7	8	
二	特用林産物の生産再開への支援	8	9	

●意見・提言

ABCで評価してください

施策6：〇〇〇は、●●●のため評価できる。

施策8：□□□は、■■■であることから、今後も継続するべきである。

意見・提言がある施策についてのみご記入ください。
施策全てに意見・提言を記入する必要はありません。

意見・提言の記入枠が小さい場合は、自由に高さを変えていただいて構いません。

提出締切：6月14日（金）

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1)生産者の取組への支援 (施策 1~4)

イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進 (施策 1)

環境保全型農業直接支払交付金により、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織を支援した。

また、県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」により、化学肥料及び化学合成農薬を低減して生産した農産物の認証を行ったほか、新規取組者の確保に向けて、制度説明会を開催した。

さらに、有機農業に関する相談窓口での相談対応、指導者の人材育成などにより、有機農業の推進に取り組んだ。(みや米)

環境制御技術の知識を有する栽培管理者の育成のため、環境制御指導者育成研修やみやぎ環境制御技術交流ネットワークを活用したグロワー技術交流会等を開催した。(園推)



環境保全型農業評価委員
生き物調査



有機JAS制度に関する
人材育成研修



グロワー技術交流会

施策1の成果

環境保全型農業直接支払交付金を活用して、堆肥施用や有機農業などの営農活動が3,962haにおいて実践された。

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」では、水稻や野菜など 2,458ha の申請について認証登録した。また、制度説明会には 64 名の農業者等が参加し、制度を周知することができた。

有機農業に関する相談は 2 件、有機農業指導員の育成 18 人(合計 58 人)となった。(みや米)

環境制御指導者育成研修は、4 回開催し延べ 70 人、みやぎ環境制御技術交流ネットワークのグロワー技術交流会等は、7 回開催し延べ 160 名の参加があった。(園推)

資料 3 : 令和 5 年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第 4 期)」に基づく施策の実施状況(案) 4 ページ抜粋

主な数値目標 I - 1 -(1)(施策 1~施策 4)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
環境保全型農業直接支払交付金取組面積(ha)	4,296	3,962	5,619
国際水準 GAP 導入・認証総数(件)	160	154	260
目標の装着率(%)	100	100	100

資料 3 : 令和 5 年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第 4 期)」に基づく施策の実施状況(案) 6 ページ抜粋

施策の実施状況等

施策の成果